

## 再支給申請に関する確認書

私の生活困窮者住居確保給付金の再支給申請にあたり、下記の事項について確認の上申請します。

- 過去に住居確保給付金の支給を受けたことがあります。

(過去の支給の申請年月と自治体名を記入してください)

平成 令和 3年 5月に新規申請

杉並区

杉並区以外 ( 都道府県 市区町村 区 )

過去の支給時の新規申請年月(延長していた場合も最初に申請した時)を記載してください。

- 生活困窮者自立支援法施行規則第16条に基づく再支給の申請ではないため、住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇された場合には該当しません。(自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)

生活困窮者自立支援法施行規則第16条  
生活困窮者住居確保給付金の支給を受け  
理由によるものを除く。)その他事業主の  
に規定する場合を除き、生活困窮者住居

住居確保給付金支給期間終了後に解雇された場合は、延長が可能な通常の再支給申請ができる場合があります。解雇通知書または離職理由(解雇)が確認できる離職票、雇用契約内容が確認できる書類をご持参の上、最初にくらしのサポートステーションにご相談ください。通常の再支給要件に該当するか確認します(解雇通知書等の書類がなく、口頭で退職を促されたような場合は対象になりませんので、必ず書類をご持参の上ご相談ください)。

- 生活困窮者自立支援法施行規則附則第6条に基づく再支給の申請であり、支給期間は3か月間のみで、延長はないことを確認しました。また、この条の規定による再支給を受けたことはありません。

生活困窮者自立支援法施行規則附則第6条

新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和

この確認書の内容に間違いがないことを確認したら、確認日・住所・氏名を記入してください。

きは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。

令和 4年 2月 18日

住所 杉並区 阿佐谷南9-9-9 杉並荘101

氏名 杉並 太郎